

平成18年 第3回沼田町議会臨時会 会議録

平成18年 4月25日(火)

午後 2時32分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	杉 本 邦 雄	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	5 番	津 川 均	議 員			
	6 番	山 田 英 次	議 員	7 番	上 野 敏 夫	議 員
	8 番	絵 内 勝 己	議 員	10 番	中 村 保 夫	議 員
11 番	野 道 夫	議 員	12 番	橋 場 守	議 員	
13 番	大 沼 恒 雄	議 員				

2. 欠席議員 4 番 久 保 寛 議 員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 西 田 篤 正 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	藤 間 武 君		
総務課長	金 子 幸 保 君	地域振興課長	生 沼 篤 司 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長補佐	中 山 利 之 君	建設課長	神 憲 彦 君
和風園園長	浅 野 信 行 君	旭寿園園長	橋 英 則 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長 松 田 剛 君 次 長 金 平 嘉 則 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 谷 口 勲 君 書 記 斉 藤 真 二 君

7. 付議案件は次のとおり

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
4	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて

(開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました、平成18年第3回沼田町議会臨時会を開会いたします。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 室田議員、12番 橋場議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一般議案)

○議長（吉田好宏議長）日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成18年4月25日提出、町長名でございます。

次のページをお開きをいただきたいと思います。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成18年3月31日、町長名でございます。次のページをお開き願いたいと思います。

町税条例の一部を改正する条例、第1条といたしまして、町税条例（昭和29年条例第10号）の一部を次のように改正する。といたしまして、お手元の方に改正のポイントのペーパーを配付をさせていただいてございます。提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、それから、地方税法施行令の一部を改正する政令、並びに、地方税法施行規則の一部を改正する省令、これらが平成18年

3月31日にそれぞれ交付され、4月1日から施行されることになったことから、改正準則に基づきまして町税条例の開設を行い、専決処分とさせていただいたものでございます。改正条例案の内容につきましては、朗読を省略させていただきまして、お手元のペーパーで御説明をさせていただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、三位一体改革によります所得税から住民税への税源移譲、これが主たる改正でございます。所得税の税率構造の改正と併せまして、個人住民税の税率構造が改正されたものでございまして、まず、1点目、個人の町民税の税率でございます。現行3段階の税率構造を持っている訳でございまして、課税所得がそれぞれ記載のとおり、200万以下の金額で3%、700万以下で5%、700万超で10%、この3段階構造でございます。これを6%の比例税率とするものでございます。住民税と致しましては、町民税で6%、道民税が4%、計10%の税率というふうになる訳でございまして、この改正につきましては、平成19年度分以後の町民税に適用されるものでございます。ちなみに所得税の税率につきましては、現行4段階構造で10%から37%の税率で運用がなされておりましたが、これが19年以後の所得税につきましては、6段階構造に改正されまして5%から40%の税率構造に変わるという内容になってございます。

次、2点目と致しましては、人的控除の差に基づく負担増の減額措置でございます。個々の納税者の負担が変わらないように所得税と個人住民税所得割の人的控除の差額、これに基づきます負担増を調整する、いわゆる調整控除、減額措置が設けられたところでございまして、これにつきましては、人的控除につきまして配偶者控除、それから扶養控除、あるいは基礎控除と、こういったものがある訳であります。所得税と住民税でそれぞれの控除額が差異があると、概ね配偶者控除で5万円の差額、扶養控除で5万円、基礎控除で5万円というふうに住民税の方が控除額が低い訳でございまして、この差額に伴いまして、この部分が増税につながるということから、この部分の減額控除を設けるということに規定がなされたものでございます。これにつきましても、19年度分以後の町民税について減額措置が適用されるものでございます。

次に分離課税にかかります個人住民税の税率割合の改正でございます。分離課税と致しまして、土地・建物等の長期譲渡所得、こういったものが、いわゆる分離課税として扱っている訳であります。これにかかります道分と町分の税率割合、これを税源移譲後の個人道民税4%、個人町民税6%の割合に併せて改正をしたものであります。1つの例を申し上げますと記載のとおり、土地・建物等の長期譲渡所得につきましては、現行、町と道を合わせると5%でございまして、その割合が町民税が3.4%、道民税が1.6%でございまして、これを税源移譲後の4%、6%の割合に改正を致しますと、町民税が3%、道民税が2%と、計5%というふうに

比例を致しているものでございます。以下、短期譲渡所得につきましても、同じような考え方にたっているものでございます。これら、分離課税につきましても、たくさんある訳でございまして、その適用年度に違いは若干ありますが、ただいま申し上げました譲渡所得に関しましては、19年度分以後の町民税について適用がなされるものでございます。

次に、個人所得課税の定率減税の廃止でございます。これは地方税法の改正によるものでございまして、現行では税額の7.5%、2万円を限度として減税をしていたところでございますが、平成18年度分をもって廃止となるものでございます。なお、所得税については、平成18年分をもって廃止となるというものでございます。

次に、町民税非課税限度額の改定でございます。町民税の非課税の範囲を定める規定におきまして、扶養親族等を持つ世帯に対する加算措置、こういった控除の加算措置がある訳でございますが、均等割に関しましては現行加算額18万円を17万円に改正がなされる。所得割につきましても、35万円の加算額を32万円に改正になるというものでございます。これが非課税範囲の改定でございます。これにつきましては、18年度以後の年度分の個人町民税に適用がなされるものでございます。

次に、固定資産税の関係であります。土地にかかります固定資産税の負担調整措置、18年度から20年度までの各年度分の措置でございますけれども、負担水準の低い土地につきましては、価格の5%を前年度の課税標準額に加える方式にするということで、いわゆる従来の負担水準の5段階に応じて負担調整率をもって算出をしていたものを簡素化したという内容になってございます。商業地等の宅地の場合につきましては、負担水準が60%以上70%以下の場合については税額据え置き。負担水準が60%未満の場合につきましては、前年度課税標準額に新評価額の5%分を加算したもの、これをもって計算をする訳であります。上限を60%、下限を20%とするということになってございます。住宅用地につきましては、負担水準が80から100%未満の場合につきましては、これは据え置きになる。負担水準が80%未満の場合につきましては、ただいま申し上げました計算式と同じ計算式を行う訳であります。上限が80%、下限20%、これが課税標準額になるというものでございます。

続きまして、その他、耐震改修促進税制の創設でございます。これにつきましては、昭和57年1月1日以前に建築した住宅につきまして、一定の耐震改修工事を施した場合、固定資産税を次の期間、2分の1減額するというふうにしたものでございます。平成18年から21年までの改修工事に係る分につきましては3年度分、平成22から24年までの改修工事に係るものについては2年度分、25年から

27年までの改修工事については1年度分、これをそれぞれ2分の1減額をするというふうに改正がなされたものでございます。

次に、地震保険料控除の創設でございます。現在、所得控除の中で損害保険料控除がございます。これを改組いたしまして、地震保険料控除制度を創設がされるということでございます。地震保険料等の2分の1、最高で2万5千円を所得控除をするものでございます。従来の損害保険料控除については廃止がなされる訳であります。経過措置といたしまして、平成18年度末までに締結しております長期損害保険にかかる保険料については従前どおり、損害保険料控除が適用できるという内容になってございまして、平成20年度分から適用がなされるものでございます。

次に、最後、1枚のペーパーで配付をさせていただきました、たばこ税の改正でございます。旧3級品以外の製造たばこ、それから旧3級品の製造たばこ、これはエコーとか、こういった種類のたばこになる訳であります。旧3級品以外の製造たばこにつきましては1,000本につき現行で2,977円でございますが、改正で3,298円となるものでございます。旧3級品の製造たばこでは同じく1,000本につきまして現行で1,412円、これが1,564円に改正になるものでございます。参考までに国税、道税、町税、それぞれのたばこ税について記載を致してございますが、国につきましての引上げ率は426円、道と町を合わせると、いわゆる地方の引上げ分で同額426円、合わせまして852円、1本当たりになりますと約1円の値上げになるという内容になってございます。

以上が町税条例の一部を改正する条例の主な改正内容でございます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、12番。

○12番（橋場 守議員）ちょっと質疑より、まず、さっきちょっと聞き漏らしたのですけれども、10%から37%の4段階だったのを6段階に分けるとかと言った部分、もうちょっと説明をしてほしい。

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）私、参考までにお話をさせていただいた部分だと思うのですが、これは所得税の税率の改正の部分でございまして、町税の税率の改正がなされると、6%フラット化になる前提といたしまして所得税の税率構造が変わるというのが大前提でございまして、そのお話をさせていただきました。現行、所得税につきましては、10%から37%までの4段階の税率構造を持っております。改正につきましては、6段階の税率構造に変わるということで5%から40%、最高で40%のこの6段階構造が平成19年度以後の所得税について適用されると

いうふうに申し上げた部分でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、他に。１２番。

○１２番（橋場 守議員）ざっくばらんに言って、いろいろと説明をいただいたけれども、増税になるということなのですか、ということをもまず聞きたいのと、それから、税源移譲と言ったけれども、例えば沼田の場合、基準財政需要額の中で町民税はというのは本当にごく一部なのです。そうするとここで町民に対して増税は来るけれども町財政は何にも変わらないことなのですよね。要するに交付税が減らされている訳だから、増えた分ね。ただ、７割だけ収入を見て３割は余分にしておきますよと、この部分だけなのですよ、ちょっと良くなるのは。それだったらとてもではないけれども許されないなと思ったけれども、増税になるのですかということだけ。

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）制度の概要につきましては、橋場議員、当然のごとくご存知だと思われそうですが、税源移譲という中におきましては、いわゆる所得税と住民税の移行ということになる訳でありまして、住民税が増額になる、いわゆる増税になる部分については、同額、所得税が減税されるという、いわゆるプラマイゼロというのが基本的な考え方でございます。ただ、その中で先程も申し上げましたとおり、いわゆる控除額の差があつたりしますので、こういったものについては地方の方で増税になる部分を調整控除をかけて減額し、所得税と同額のプラマイにするという措置を取っているものでございまして、原則的に考えればこのことで増税になるというふうにとらえるべきものではないというふうに考えてございます。

○議長（吉田好宏議長）他に。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、１２番。

○１２番（橋場 守議員）私が手を挙げると反対だろうということになるのでしょうか、例えば、個人住民税の所得割の税率を３、５、１０％の３段階つけていたのが一律６％に上がっていくのですよね。そうすると２００万以下の金額と、それから７００万以下の金額、この人達だけは増税になるのです。そして７００万円超の金額の人達は４％減税になるとこういうことで、私はこれはますます弱い者いじめになるのではないかなと思います。

それから、前にも反対していたとおり、所得税の方で４段階を６段階にするということで、今の説明では５％から４０％に、今まで１０％から３７％だったものが５％から４０％ということで、ある一定の人は恩恵になるのかもしれませんが、定率減税がなくなるわけです。定率減税をしたとき、きっと国民の批判が多い

から４段階を６段階にして５％と一応下げて、上の方は上限を４０％に上げたということで、いくらか大企業から、金持ちからも取るのだよという素振りだけだと思うのです。なぜかという、ちょっと聞きたいのですが、質問が終わってしまったのですが、３７％に下げたときにそれ以前は上の限度額は５０％だったのです。ですから４０％に上げてはいるけれども、前から見ると低いのです、お金持ちは。こういう意味からいうと国民のいろんな声を聞いて少しは手直しをせざるを得ないような状況を作ってはいるけれども、あくまでも増税には変わらないのです。特に扶養控除のやつでも課税限度額が下がりましたよね。これも限度額が下がったのと払うのが下がったというのと、ちょっとごまかされたら大変なことで、これは増税になるわけです。そういう意味からこれは反対してもやらなければならないのだろーと思いますけれども、やはり、私は町民の声を代弁して増税には反対ということで、この条例案には反対します。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか。はい、１３番。

○１３番（大沼恒雄議員）今の橋場議員の関係と先程財政課長が答弁した関係とちょっとずれているような気がするのでもっと休憩してもう一回お話を聞きたいのですが、財政課長は増税になっていないと言っているのです。そこら辺がちょっとわからないのです。

○議長（吉田好宏議長）休憩します。

休 憩 午後 ２時５４分

再 会 午後 ２時５７分

○議長（吉田好宏議長）再会を致します。他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第２号は、承認することに賛成の方、挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第４、承認第３号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第３号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成１８年４月２５日提出、

町長名でございます。

次のページをお開きを願いたいと思います。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成18年3月31日、町長名でございます。次のページをお開き願いたいと思います。

沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、沼田町国民健康保険税条例（昭和35年沼田町条例第14号）の一部を次のように改正する。といたしまして、先程お配りを致してございます最後のページに国民健康保険税条例の改正の概要という資料を付けてございます。これをご覧をいただきたいと思います。

まず、提案理由であります。これにつきましても先程申し上げました町税条例と同じく地方税法等の一部を改正する法律、それから地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令、こういったものが平成18年3月31日にそれぞれ公布され、4月1日から施行されることになったことから改正準則に基づきまして国民健康保険税条例の改正を行い、専決処分とさせていただいたものでございます。改正条例案の朗読を省略させていただきまして概要についてご説明をさせていただきます。

まず、改正の1点目でございます。介護納付金の課税限度額、これを8万円から9万円に改正になるものでございます。これは地方税法施行令の56条の改正によるものでございます。

2点目には、公的年金等控除の見直しに伴います国民健康保険税の減額特例を規定をしたものでございます。これにつきましては公的年金控除が18年から見直されるということによりまして、影響を受ける被保険者につきまして、激変緩和措置として段階的に本来負担すべき保険税額に移行できるよう、平成18年度から2年間、平成18年度、19年度、保険税の算定の際、特別控除を設けてこれを適用するというふうにしたものでございます。内容につきましては、平成17年1月1日におきまして65歳に達していた者であって、平成17年度分の個人町民税について公的年金等控除の適用があった者について、まず1点目、軽減判定所得の算定をする際の控除でございまして、現行では15万円控除を致してございます。これを改正で13万円の特別控除を上乗せを致しまして28万円控除を行うと、19年度につきましては、同じく本則15万円控除プラス改正で7万円の特別控除を致しまして22万円の控除を行うというふうにしたものでございます。所得割の算定につきましては、現行、控除がなされていない部分を改正で所得割算定で13万円の特別控除を行い、19年度分については7万円の特別控除を行うというふうに改正を致したものでございます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑あり

ませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

(閉会宣言)

○議長（吉田好宏議長）以上で、本臨時会に付議された案件は、すべて終了致しました。これにて、平成18年第3回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

午後 3時 3分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員